

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他</u> （都市計画税）		
要望項目名	農地中間管理機構が新たに農地中間管理権を取得した農地に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 各都道府県に整備した農地中間管理機構が、農地の所有者から農地を借り受け、法人経営体や大規模家族経営、リース方式で参入する企業などの担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化の意向に配慮して転貸。</p> <p>・特例措置の内容 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、農業振興地域内に所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を、新たに、まとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地（所有者が農地中間管理機構から借り受けた自己所有地を除く）に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を2分の1に軽減する（軽減期間は貸付期間15年以上で5年間、10年以上で3年間）。</p> <p>・要望の内容 適用期限の2年延長</p>		
関係条文	地法附第15条第33項		
減収見込額	[初年度] - (▲211)	[平年度] - (▲211)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 担い手への農地集積・集約化と農地の確保</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 現在、我が国では農業の成長産業化を図るため、農地中間管理機構を通じた農地利用の集積・集約化を進めている。農地中間管理機構は、担い手の農地利用の集積・集約化を図るため、複数の所有者から農地を借り受けまとまった形にして転貸できるリース方式を中心に、農地の権利移転を行うこととしているところ。</p> <p>平成26年に農地中間管理機構が行う農地中間管理事業が創設されて以降、それまで停滞していた担い手への農地集積率(48.7%)は、令和2年度時点で58.0%と上昇に転じている。そのような中、本特例措置は平成28年度の創設以降、適用面積は毎年11千～12千haで推移しており、農地の出し手が農地中間管理機構を活用するインセンティブとして効果を有し、担い手への農地集積・集約化に寄与している。</p> <p>また、令和3年5月25日の「人・農地など関連施策の見直しについて（取りまとめ）」において、農地の貸借を促進するルートは、農地バンクを経由する手法を軸とするなど、地域の農地について、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿（目標地図）の実現に向けた貸借を、農作業受委託も含め、強力に促進する措置を講ずることを公表したところである。</p> <p>② 意欲ある農業者に対する農地の利用集積については、各種法令等において次のとおり規定等されている。</p> <p>ア 平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略 今後10年間で、全農地面積の8割が、「担い手」によって利用される。</p> <p>イ 食料・農業・農村基本法第23条 国は、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図るため、農地として利用すべき土地の農業上の利用の確保、効率のかつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積、農地の効率的</p>		

	<p>な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>ウ 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定） 「農業構造の展望」における、望ましい農業構造の姿として、担い手への農地集積が8割であることを明記している。</p>
本要望に対応する縮減案	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<<大目標>> 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 <<中目標>> 農業の持続的な発展 <<政策分野>> 担い手への農地集積・集約化と農地の確保
	政策の達成目標	今後 10 年間（令和 5 年度まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	2 年間延長
	同上の期間中の達成目標	担い手の利用する面積の割合を全農地の 8 割（現状は約 6 割）に拡大していく。
	政策目標の達成状況	令和 3 年 3 月末時点における担い手への農地集積率は 58.0%となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和 4 年度適用見込み（令和 5 年度課税） ・固定資産税 適用者数：56,210 人 減収額：211 百万円 ・都市計画税 適用者数：固定資産税の課税軽減適用者 56,210 人の内数 減収額：0.11 百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	離農農家等が所有する農地が機構を介して担い手に利用される。 ・令和 2 年度実績（令和 3 年度課税）：適用者数 54,035 人、適用面積 30,726 ha ・令和 3 年度見込（令和 4 年度課税）：適用者数 53,710 人、適用面積 29,830 ha ・令和 4 年度見込（令和 5 年度課税）：適用者数 56,210 人、適用面積 31,077 ha
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	農地法に基づき農業委員会が農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した農業振興地域内の遊休農地について、固定資産税等における農地の評価において、農地の売買事情の特殊性を考慮し、正常売買価格を修正するため乗じられている率（0.55）を乗じないこととする評価方法の変更（課税強化）。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付ける地域や個々の出し手に対して交付する機構集積協力金（令和 3 年度予算額：46 億円 ※各都道府県の基金及び令和 3 年度予算で運用）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	担い手が利用する面積が全農地面積の 8 割となるよう農地集積を推進する。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、所有する全農地を農地中間管理機構へ貸し付けることを要件とし、特に離農農家による機構への貸付けのインセンティブとなるものである。課税軽減の適用期間は、機構への貸付期間に応じ、3 年間又は 5 年間と限られており、必要最小限の措置となっている。本特例措置は、毎年の予算額に左右される補助事業と異なり、要件を満たす農地を一律に適用できるため、適切かつ有効な手段である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 30 年実績（令和元年課税分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税 適用者数： 58,118 人 減収額： 234.1 百万円</li> <li>・ 都市計画税 適用者数： 固定資産税の課税軽減適用者 58,118 人の内数 減収額： 0.104 百万円</li> </ul> <p>令和元年実績（令和 2 年課税分）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産税 適用者数： 55,146 人 減収額： 217.0 百万円</li> <li>・ 都市計画税 適用者数： 固定資産税の課税軽減適用者 55,146 人の内数 減収額： 0.109 百万円</li> </ul>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>令和元年度 適用総額（千円）： 16,720,597 千円 ※「適用総額」は減額後の課税標準額</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例は、平成 28 年度に創設され、初年度（平成 29 年度課税）の適用対象者は 18,438 人、適用面積は 11,501ha であり、直近（令和 3 年度課税）も適用対象者は 18,137 人、適用面積 10,282ha となっており、毎年約 2 万人弱、1.1 万 ha の農地が新たに適用を受けており、農地中間管理機構の単年度の借入面積 46,466ha（令和 2 年度）に占める適用の割合も約 2 割と担い手への農地集積・集約化に一定程度寄与している。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>今後 10 年間（令和 5 年度まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>令和 3 年 3 月末時点における担い手の農地の利用面積は 253.5 万 ha、全耕地面積（437.2 万 ha）に占める割合は約 6 割（58.0%）にとどまっている。これは達成目標が令和 5 年度となっているためである</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 28 年度 創設 平成 30 年度 課税軽減の対象となる農地の範囲を明確化（特例から自己所有地を除外）した上で、適用期限を 2 年延長 令和 2 年度 適用期限を 2 年延長</p>